

# 京都市障害者教養文化・体育会館自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市障害者教養文化・体育会館に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

## 1 設置目的

市有財産を有効活用することで、財源確保を図り、市民サービスの向上を進めていくことを目的として京都市障害者教養文化・体育会館に飲料自動販売機を設置します。

## 2 募集する事業者

下表の設置番号①、②の両方の飲料自動販売機を設置する事業者を募集します。

設置番号	場所及び寸法（mm）上限	台数	空容器回収箱を含めた設置面積上限	最低使用料（年額）
①	設置場所：京都市障害者教養文化・体育会館 1 階（玄関ホール） 寸法：W1200×D800×H1900	1 台	2.18 m <sup>2</sup>	
②	設置場所：京都市障害者教養文化・体育会館 1 階（玄関ホール） 寸法：W900×D800×H1900	1 台		
合 計		2 台	2.18 m <sup>2</sup>	350,000 円

※ 使用電力計測用の子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井までの間で設置可能な高さであり、天井の点検口及び点検の際に天井に人が出入りする場合に支障が生じない箇所に設置するときに限り、子メーターを含む高さが寸法上限を超えることを認めます。

※ 平成 29 年度の同施設の利用者数は 30,925 人、飲料の売上本数は 8,688 本です（平成 29 年度は、食品は取り扱わず、飲料のみ販売）。

## 3 取扱商品及び販売価格

ペットボトル、缶等の密閉式の容器に入った飲料水（スポーツ飲料、ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）を基本とし、販売商品数の 3 割以内を限度として、栄養補給ゼリーやプロテインバー、菓子等の食品の販売も認める。

なお、販売価格は、事業者において任意で設定すること。

※ 酒類及びノンアルコール飲料、ビールテイスト飲料及びこれらに類する商品の販売は認めません。

## 4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) インドア型（缶、びん、ペットボトル式）の飲料用自動販売機
- (2) 環境に配慮したものとしてください。
- (3) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (4) 少なくとも 1 台は、車いす対応のものとしてください。
- (5) 災害救助ベンダーとしてください。
- (6) 電気子メーターを設置してください。

## 5 維持管理等

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

## 6 応募資格要件

仕様書を確認してください。

## 7 使用許可の期間

2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間とします。

2019年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障はないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することがあります。

## 8 申込方法及び受付期間

### (1) 申込受付期間（持参又は郵送）

2019年3月1日（金）～同年3月20日（水）必着

### (2) 審査及び候補者の選定

応募者のうち、最も高い価格を提示したものを、候補者として選定し、資格等の審査を行います。

なお、応募者のうち、同額の者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いの下、くじにより決定します。

審査段階で応募価格最高額の者が応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、応募価格第2位の者の資格審査を行います。

### (3) 必要書類

ア 応募申込書

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様がわかる資料

## 9 質問及び回答

### (1) 質問（持参又はFAX）

2019年3月1日（金）～同年3月11日（月）

### (2) 回答

2019年3月13日（水）までに、保健福祉局障害保健福祉推進室ホームページに掲載します。

## 10 営業事業者の決定

### (1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

### (2) 決定予定日

2019年3月22日（金）（予定）

### (3) 決定後の公表

京都市情報館内の障害保健福祉推進室ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載するとともに、営業事業者にその旨を通知します。

**【問合せ先】**

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：伴・臨）

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・K ビル 3 階

電話 (075) 222-4161 FAX (075) 251-2940

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/44-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>